



報道関係者各位

## 世界初「海洋プラスチックごみ」を再生利用した製品の エコマーク認定を2月1日付で開始

公益財団法人日本環境協会(所在地:東京都千代田区、理事長:森嶋 昭夫)が運営するエコマークは海洋プラスチックごみを再生利用した製品を対象とするエコマーク商品類型 No.164 認定基準を2021年2月1日付で制定し、認定を開始しましたことをお知らせいたします。

### ◇ No.164「海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物を再生利用した製品 Version1.0」基準について

海洋プラスチックごみ汚染が世界中で深刻な問題となっている中、SDGs(持続可能な開発目標)においても、目標14「海の豊かさを守ろう」のターゲット14.1で2025年までに大幅に削減することが掲げられています。日本でも2019年5月に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が公表され、行政にとどまらず、事業者ならびに消費者にもその取り組みの推進が求められています。

日本環境協会が運営するエコマークでは、海洋プラスチックごみ対策に特化した世界で初めての環境ラベル認定基準<sup>1</sup>となる、エコマーク商品類型 No.164「海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物を再生利用した製品 Version1」認定基準を制定しました。

#### ■ 新基準のポイント

- 対象となる「海洋プラスチックごみ」は、海岸漂着物、漂流ごみ、海底ごみのうち、プラスチック製のものです。海洋プラスチックごみ対策の重要な施策の1つである漁業系廃棄物のリサイクルを促進させるため、漁業系プラスチック廃棄物も対象としました。
- 海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物由来の再生プラスチックの基準配合率が、プラスチック中に10%以上使用することとし、リサイクルが進んでいない海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物の再生利用を促進すると共に、エコマークが表示されることで、消費者の海洋プラスチックごみ問題への関心の継続的な向上を図ります。
- トレーサビリティの確保、その他海洋ごみの適正処理、有害化学物質、消費者への情報提供などの基準により、消費者が海洋プラスチックごみを再生利用した製品を安心して使用することができるようになり、また同時に、ポイ捨てをしないなどの意識向上につなげることを目指しました。

新基準: <https://www.ecomark.jp/nintei/164.html>

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5階 TEL:03-5829-6284

E-mail: [info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp)

<sup>1</sup> 世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)に加盟するISO14024に準拠したタイプI環境ラベルとして

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格ISO14024「タイプI環境ラベル制度」に基づく認定制度です。

1989年に創設され公益財団法人日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。<https://www.ecomark.jp/>